

会津若松市冬季誘客助成金事業 要綱

(事業の目的)

第1条 会津若松観光ビューロー（以下「ビューロー」という）は、会津若松市を訪れる為の旅行送客を行う旅行会社に対し、その送客に対する費用の一部を助成することにより、本市の観光資源を有効に活用した旅行商品の造成を促して、本市観光客の増加およびPRを推進し、交流人口の拡大と振興を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本助成金制度に申請できる者は、第4条に定める助成条件を履行することが可能であって、旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規程に基づく登録を受けている旅行会社とする。

2 旅行会社の申請は1事業所（支店等）から受け付けることができる。

(助成期間)

第3条 助成対象となる期間は、令和元年11月25日（月）から令和2年3月16日（月）の間とする。

2 旅行商品の催行期間が設定期間の前後を跨ぐ場合は、設定期間内における送客に限り助成する。

3 申請された助成金額の合計が予算額に達した場合は、予告なく本助成金事業の申請受付を終了する。

(助成条件)

第4条 助成を申請しようとする旅行会社は、福島県外から送客される個人、又は団体を対象とした募集型及び受注型の旅行商品を造成するものとする。

2 旅行商品は複数造成することができる。

3 造成する一つの旅行商品の設定は次のとおりとする。

①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び第6条に規定する観光関連施設（以下「観光関連施設」という。）を1箇所以上利用するものとする。

②会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わない場合は、観光関連施設を2箇所以上利用するものとする。

4 旅行商品の一つの催行日に対する助成対象人数は次のとおりとする。

①募集型企画旅行商品は、最低人数25名以上の団体を対象とする。

②受注型企画旅行商品は、最低人数20名以上の団体を対象とする。

5 旅行商品に複数の催行日がある場合には、その合計人数を助成対象とすることができる。

ただし、複数の催行日の内、対象人数が前項の規定を下回ったときは、その催行日の人数は助成の対象とはならない。

- 6 忘・新年会ならびに教育旅行（修学旅行・学習旅行等）を対象とした旅行商品については除外する。

（助成額）

第5条 助成金は、申請及び実績を審査のうえ、予算の範囲内で交付するものとする。

なお、助成金は実績報告書に基づき確定する。

2 助成金額については、次のとおりとする。

①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び観光関連施設を1箇所以上利用した旅行旅行商品の場合・・・送客実績一人あたり1,000円を助成する。

連泊の場合は泊数と同数の市内有料観光施設の利用があれば、泊数分の助成をおこなう。

ただし、最低対象人数を下回った場合は連泊しても対象外とする。

②会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わず、観光関連施設を2箇所以上利用した旅行商品の場合・・・送客実績一人あたり500円を助成する。

3 前項に規定する助成金の額は、1事業所あたり1,000,000円を上限とする。

4 実績報告時に、複数の観光関連施設から発行された施設利用の人数報告に差がある場合は、人数の少ない方を基準として助成する。

5 実績報告時の商品名及びコース番号等が申請時と異なる場合は、助成の対象外とする。

（観光関連施設）

第6条 本助成金制度で利用を求める観光関連施設は、別紙「会津若松市誘客助成金対象施設一覧」に記載された事業所とする。

2 観光関連施設の利用基準については別表1に定める。

（申請書の様式等）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、会津若松市助成金事業 交付申請書（様式第1号）に、事業計画書または、次に掲げる書類を必ず添えて、ビューロー理事長（以下「理事長」という）へ提出するものとする。

①旅行商品の行程表・計画書等

②旅行商品の募集チラシ・パンフレット等

2 申請者は、旅行商品が完成したときは、成果物（募集チラシ又はパンフレット等）を速やかに提出するものとする。

（審査・交付決定）

第8条 理事長は、前条の助成金交付申請書に係る書類を審査し、適当と認めたときは交付決定通知書により、速やかに通知する。なお、助成金は実績報告書に基づき確定するものであって、助成額を確約するものではない。

(申請内容の変更・中止等)

第9条 申請者は、既に提出した申請の内容を変更する場合又は事業を中止する場合は、速やかに会津若松市助成金事業 変更・中止報告書(様式第2号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

ただし、理事長が認める軽妙な変更についてはこの限りではない。

2 申請後、旅行商品を追加造成した場合は、ビューロー事務局に速やかに連絡するとともに新たに交付申請書(様式第1号)と第7条に規定する書類を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了の日から15日以内に会津若松市助成金事業 実績報告書(様式第3号)に宿泊施設並びに観光施設利用証明書(様式第4号)を添えて提出するものとする。

2 ビューローは、実績報告書が届き次第、実績内容に応じて助成額を決定し、申請者に対して助成額通知書を送付する。

3 助成額通知書を受け取った者は、会津若松市助成金事業 請求書(様式第5号)をもってビューローに請求する。

(助成金支払)

第11条 ビューローは、申請者からの請求書が届いてから15日以内に指定された口座に助成金を振り込むものとする。

ただし、振込み手数料は、当該助成金額から差し引くものとする。

(附則)

この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(様式)

様式1 令和元年度 会津若松市誘客助成金事業 交付申請書

様式2 令和元年度 会津若松市誘客助成金事業 変更・中止報告書

様式3 令和元年度 会津若松市誘客助成金事業 実績報告書

様式4 令和元年度 会津若松市誘客助成金 宿泊・施設利用証明書

様式5 令和元年度 会津若松市誘客助成金事業 請求書

【観光関連施設の基準について】

※会津若松市内にある観光関連施設等を対象とする。

※観光関連施設とは、宿泊施設や観光施設は勿論のこと、旅行会社との取り引きがあり、地場産品および伝統工芸品等の購入ならびに郷土料理等を食することが出来る施設とする。

※同一観光関連施設内においては、複数の機能を有する施設があるが、助成金事業対象はそれらの機能のうち一つを助成金利用対象とし、その他についてはこれを除外する。

※入場が無料の観光施設でも「食事」や「手作り体験」等（有料）を全員が利用した場合や、お土産の購入金額が相当と認められるときは有料観光施設扱いとする。

※同一の宿泊施設を2泊以上利用する場合においては、助成金事業要綱制度第5条に定められた条件をもって、その助成対象とすることができる。

（例～宿泊2日・有料観光施設2箇所以上訪問等、泊数と同じ数の有料観光施設訪問を条件とする）。

※宿泊施設において、食事のみ利用の場合でも有料観光施設扱いとする（有料入浴も同様）。

※本助成金事業対象観光関連施設については別紙を参照。